

熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

第31条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。